

令和6年度瀨風ゆめみらい奨学生二次募集要項

阿久根市教育委員会

1 瀨風ゆめみらい奨学金の趣旨

この奨学金は、本市出身の故人の篤志に基づき創設されたもので、地方の医師不足の解消と海外の大学等に留学し知見を広めていただくことを目的とし、医師となるため大学等で医学を学ぶ者及び外国の大学等に留学する者に対し、奨学金を貸付けるものである。

2 奨学金貸付額

区 分	修学資金（月額）	入学一時金
大学及び大学院の医学部奨学生	100,000円以内	
外国の大学等への留学奨学生	100,000円以内	800,000円以内とし、入学に際し、1回に限り貸し付ける。

※ 入学一時金は外国の大学に9月中に入学するものに貸し付けるものとする。

3 奨学生の必要資格要件等

学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学又は大学院の医学を履修する課程に在学している者及び国内の大学等に相当する外国の大学又は大学院に6か月以上の期間にわたって留学し、又は留学しようとしている者で、以下の要件を備えていなければならない。

- (1) 阿久根市奨学金貸付基金条例（平成4年阿久根市条例第18号）による奨学金の貸付を受けていないこと。
- (2) 本市に3年以上在住する者の子弟であること。
- (3) 品行方正で学業優秀と認められること。
- (4) 奨学金の返還が確実であり、かつ、これについて確実な保証人を有すること（保証人については、独立の生計を営む者で、奨学金の返還に関し保証能力のある者）。

※ 連帯保証人とは、奨学生が大学等を卒業後、奨学金の返還が始まり、その返還が滞った場合、奨学生に代って返還することを約束する者。

4 貸付期間及び返還について

(1) 貸付期間

貸付けを受けた月から奨学生が在学し、又は留学しているまでの期間とする。

(2) 返還期間

卒業又は退学した日の翌日から起算して1年を経過した日から、1年以内に返還を開始する。修学資金を借りた場合（入学一時金を併用した場合を含む）は、返還開始日から10年以内に、入学一時金のみを借りた場合は、5年以内に返還するものとする。

(3) 返還方法

月賦、半年賦又は年賦のいずれかの方法によるものとする。ただし、その額の全部又は一部を一時に返還することもできる。

なお、月賦により返還する場合の最低月額、以下のとおりとする。

区 分	返 還 期 間	月額により返還する場合の 最低月額
修学資金のみ	10年以内	貸付額を120で按分した額
修学資金と 入学一時金を併用		
入学一時金のみ	5年以内	貸付額を60で按分した額

(4) 入学一時金の返還免除について

入学一時金の貸付けを受けた者で、次の要件を満たした場合は、申請により、貸し付けた入学一時金の返還を免除する。

ア 全額免除

卒業後、1年以内に本市に住民登録の上、引き続き市内に居住し、かつ、以下のいずれかの条件を満たしていることが、3年間継続していると認められる場合。

ただし、1年ごとに申請の手続きを行わなければならない。

(ア) 事業所等に勤めている者（公務員を除く。）で、正規雇用者であること。

(イ) 個人事業（農業・営業）等を営み、税の申告をしていること。

(ウ) 法人を設立・経営していること。

イ 一部免除

卒業後、1年の猶予を経て、その後5年間を経過するまでに、本市に住民登録の上、引き続き市内に居住し上記の（ア）（イ）（ウ）に該当する場合は、阿久根市に居住してからの期間のみを免除する。

ただし、その場合も1年ごとに申請の手続きを行わなければならない。

ウ 免除要件を満たした場合でも、返還免除の申請をする前に返還をした奨学金は返金しない。

エ 市内に居住、就業後、3年を経過する日までに、無職期間の発生又は市外に転居した場合は、原則として免除対象外とする。

(5) 修学資金の返還免除について（医学部等にのみ該当）

大学又は大学院の医学を履修する課程に在学している者で、卒業後、6年以内に本市に住民登録の上、引き続き市内に居住し、市内で医師として働いていると認められるときは、申請により貸し付けた修学資金の返還を免除する。

ただし、その場合においても、1年ごとに申請の手続きを行うとともに、期間内に医師として診療に従事していない期間がある場合、または、市外に転出した場合は、免除対象外とする。

なお、免除要件を満たした場合でも、返還免除の申請をする前に返還をした奨学金は返金しない。

5 提出書類等

提出書類	奨学生願書（第1号様式）	各1部
	奨学生推薦調書（第2号様式）	
	親権者又は後見人について、市長の発行する次の証明書（親権者が父母の場合、父母分） （1）納税証明書 （2）資産証明書 （3）所得証明書（総所得が掲載されているもの）	
	連帯保証人（親権者又は後見人以外の者1名）について、市長の発行する次の証明書 （1）資産証明書 （2）所得証明書（総所得が掲載されているもの）	
提出先	阿久根市教育委員会教育総務課 (押印もれ等ないように確認すること。)	

(注 意)

奨学生願書（第1号様式）及び奨学生推薦調書（第2号様式）は、阿久根市ホームページからダウンロードすることができます。奨学生願書については、本人及び親権者又は後見人が記入し、必ず在学する学校長の検印を受けてください。奨学生推薦調書は、在学する学校に作成を依頼され、開封無効の方法で提出してください。

なお、各証明書は、阿久根市役所税務課で発行しています。

6 募集期間

令和6年7月12日（金）～令和6年8月8日（木）

7 選考の方法

阿久根市教育委員会で、令和6年8月に面接を行い、選考する。面接には、本人及び親権者又は後見人が必ず出席すること。

8 書類の提出先及び問い合わせ先

〒899-1696

阿久根市鶴見町200番地

阿久根市教育委員会 教育総務課 担当：中野・出石

電話 0996-73-1257（直通）